

令和7年度 鼓ヶ浦保育園 重要事項説明書

保育の提供を開始するにあたり、当保育園から説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称 社会福祉法人 花園会
代表者の氏名 中林令子
所在地 三重県鈴鹿市中旭が丘3丁目14-18

2. 保育所の概要

名称 鼓ヶ浦保育園
所在地 三重県鈴鹿市寺家3丁目40-15
連絡先 電話番号 059-386-2071
FAX 059-367-7073
認可年月日 昭和44年4月1日
施設長氏名 杉本 和美
特別保育の実施状況 延長保育
施設の内容 敷地 925.61㎡
延べ床面積 301.42㎡
部屋 乳児室……1室 ほふく室……1室
保育室……4室 調理室……1室
幼児用トイレ……2室

3. 施設の目的・運営方針

児童福祉法に基づき、福祉サービスを必要とする人（子ども・保護者）にふさわしい保育の場を保障し、心身共に健全な人間に成長するための保育を目指す。

保育に携わる専門職同士が協力し、保育の質を高めながら家庭との連携を下に養護と教育の一体的な展開を図り、一人ひとりが安定した生活を送れるようにする。

4. 提供する保育の内容

[保育目標]

年齢	保育目標
0歳児	すこやかに育つ子ども
1歳児	元気よく動ける子ども
2歳児	元気よく遊べる子ども
3歳児	よく遊ぶ子ども 自分の事は自分でしようとする子ども
4歳児	なかよく遊べる子ども なんでもやろうとする子ども
5歳児	すすんで友だちと遊ぶ子ども よく考え創り出す子ども
その他	異年齢の子どもとの関わり

[年間行事記録]

	行 事 予 定
4月	入園・進級式 内科検診 子どもの日の集い
5月	尿検査
6月	歯科検診 泥んこ遊び
7月	夏まつり 年長児和太鼓発表会 プール遊び・すいか割り
8月	プール遊び
9月	敬老の日の集い
10月	園外保育 内科検診
11月	運動会 七五三詣り 親子バス遠足
12月	クリスマス会 もちつき
1月	お正月遊び お遊戯会
2月	節分の集い
3月	ひな祭り会 卒園児お別れ遠足 お別れ会 卒園式
毎月の行事	誕生会 避難訓練 身体測定 体操教室
その他	園庭開放 リズム遊び教室 5歳児交流会 学研かがく教室

5. 給食について

- * 給食の実施方法…… 自園での調理。
保護者の方には毎月月末に献立表を配布します。
- * 食育の目標……… 年齢にあわせて離乳食や幼児食、季節感のある行事食を楽しく食べられるように工夫して調理しています。
- * アレルギー等への対応………アレルギーが疑われる場合、医師の診断書を保育園に提出して下さい。個別にご相談の上、診断書に基づき除去可能なものは除去食で対応します。

6. 職員体制 令和7年4月1日現在

	職 務 の 内 容	人 数
園 長	園務や会計業務をつかさどり、所属職員のすべてを監督する。保育目標を設定し保育課程を作成する。	1人
主任保育士	園長を補佐し職員間の関係調整をする。保育業務をする。クラス担任・初任者などの保育指導などを行う。	1人
保 育 士	保育業務をする。園児の健康安全管理と室内環境整備を行う。家庭との連携を図る。	13人
調 理 員	調理業務を行う。食育指導を行う。	4人

7. 保育を提供する日

開 園 日	月曜日から土曜日まで
-------	------------

開園時間	午前7時から午後7時まで (土曜日は午前7時半から午後5時まで)
休園日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日

8. 保育を提供する時間

保育標準時間認定	午前7時から午後6時まで
保育短時間認定	午前8時30分から午後4時30分まで

9. 保育料等

(1) 保育料

世帯の所得の状況やその他の事情を勘案して市町村が定める額。

[支払方法] できるだけ自動引き落としとなる口座振替をお願いしております。

[振替日] 毎月月末（金融機関の休業日の場合は翌営業日。ただし12月は25日。）

(2) その他の費用

保育料の他に、負担いただくものとして以下のものがあります。

- ① 主食費・副食費（3．4．5歳児）
- ② スポーツ振興センター掛金
- ③ 保育用品・園服・絵本・写真代など

[支払方法] 実費徴収

(3) 延長保育料について

保育標準時間の方	午後6時以降 30分間 150円
保育短時間の方	午後4時半から30分間 50円

10. 利用定員

70名	0歳児	・・・	8名
	1・2歳児	・・・	22名
	3・4・5歳児	・・・	40名

11. 利用の開始及び終了について

(1) 利用の開始

当保育園では、鈴鹿市の利用調整に基づき当保育園に入園決定され認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

(2) 利用の終了

当保育園では、以下の場合には、保育の提供を終了します。

- ① 児童が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件

に該当しなくなったとき

③ 市外へ転出されたとき

④ その他 利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、速やかに囑託医又は園児の主治医に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

当保育園は、以下の医療機関に委嘱しています。

内 科	すずかこどもクリニック [医 師 名] 渡邊 正博 [住 所] 鈴鹿市秋永町652-1 [電話番号] 059-380-1800
歯 科	長井歯科 旭が丘クリニック [医 師 名] 長井 俊彦 [住 所] 鈴鹿市東旭が丘1丁目3-10 [電話番号] 059-387-8828

13. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途に定める危機管理マニュアル、消防計画書により対応します
消防計画作成	鈴鹿中央消防署 令和2年4月1日提出 防火管理者 氏名 杉本 和美
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練を月1回実施。 消防訓練を毎月実施
避難場所	第1避難所 保育園園庭 第2避難所 三重ダイハツ白子店 第3避難所 鈴鹿市立稲生小学校

14. 保育内容に関する相談・要望・苦情

相談・苦情受付担当者	増谷 千代
相談・苦情解決責任者	杉本 和美
連 絡 先	電話 059-386-2071
第 三 者 委 員	神崎 佳代子 中村 裕子
受 付 方 法	面談・電話・文書等の方法で相談・苦情を受付します。